

八幡浜市LED照明器具等省エネ家電買替促進事業補助金交付要綱

〔令和8年3月18日〕
要綱第19号

改正 令和 8年 6月26日要綱第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進及び市民の環境意識の向上を図るとともに、エネルギー価格高騰の影響を受ける市民生活を支援するため、自ら居住する市内の住宅において使用する家電製品を、省エネルギー性能の高い家電製品（以下「省エネ家電」という。）に買い替える者に対し、予算の範囲内において八幡浜市LED照明器具等省エネ家電買替促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内販売店 市内に店舗又は事業所を有する事業者をいう。
- (2) 買替え 自ら居住する住宅で使用している既存の家電製品を、新たな省エネ家電に更新することをいう。
- (3) 省エネ基準達成率 日本産業規格（JIS規格）C9901の省エネルギー基準達成率をいう。

(補助対象家電)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電（以下「補助対象家電」という。）は、新品又は未使用品であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) LED照明器具 省エネ基準達成率が100パーセント以上（目標年度2020年度）であり、かつ、天井、壁又は柱に固定して使用する照明器具であって、LEDを光源とするもの。ただし、交替に係る電球又はランプ単体は除く。
- (2) エアコン 省エネ基準達成率が100パーセント以上（目標年度2027年度）であり、かつ、住宅に固定して設置するもの
- (3) 電気冷蔵庫 省エネ基準達成率が100パーセント以上（目標年度2021年度）のもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 補助金の交付を申請する日において、市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 同一世帯に属する者が、この要綱による補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (4) 八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第3号に定める暴力団員等ではないもの

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間に、市内販売店において買替えを目的として自ら補助対象家電を購入し、かつ、自らが居住する住宅に設置する事業で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額が1万円以上であること。
- (2) 国、県、市その他の団体から他の補助制度により補助金の交付を受けていない事業であること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業における補助対象家電の本体購入費とする。ただし、次に掲げる費用は対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) 設置工事費、配送費及び既存の家電製品の処分にかかる経費
- (3) 販売店のポイントサービス、クーポン券、ギフト券等により支払った費用
- (4) その他市長が不相当と認める経費

(補助金の額及び交付回数)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、補助対象者が属する1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象家電の購入及び設置が完了した日から令和9年2月28日までの間に、八幡浜市LED照明器具等省エネ家電買替促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いを証する領収書その他の書類の写しで、購入者、購入日、購入品名、本体価格(税抜)及び市内販売店名が確認できるもの
- (2) 購入した補助対象家電のメーカー、型番、製造番号及び省エネ基準達成率が確認できる書類
- (3) 購入した補助対象家電の設置状況が確認できる写真
- (4) 買替えを証明する次のいずれかの書類
 - ア エアコン又は電気冷蔵庫の場合 家電リサイクル券(排出者控)の写し
 - イ LED照明器具の場合 買替え前の照明器具が設置されていたことが分かる写真
- (5) 補助金の振込先金融機関の口座情報を確認できる書類(通帳、キャッシュカード等)の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する添付書類のほか、必要な書類の提出を求め、又はその一部の提出を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付及びその額の確定を行い、八幡浜市LED照明器具等省エネ家電買替促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、八幡浜市LED照明器具等省エネ家電買替促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助

事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、八幡浜市LED照明器具等省エネ家電買替促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、八幡浜市LED照明器具等省エネ家電買替促進事業補助金全部(一部)返還請求書(様式第5号)により、補助を受けた者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した補助対象家電について、これを取得してから6年を経過するまでの間に、目的に反して使用し、譲渡し、交替し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(協力の要請)

第13条 市長は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月26日要綱第77号)

この要綱は、公布の日から施行する。